

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
マチモト株式会社	福山市芦田町大字 下有地三〇七番地	福山市芦田町大字上有地二 八七一番一ほか一筆	九九九
貝原 正吾	尾道市瀬戸田町高 根八〇八番地	尾道市瀬戸田町高根字鳥居 松一三九八番	二、五四七
株式会社トペコおばら	安芸高田市甲田町 下小原三〇二七番 地二	安芸高田市甲田町上小原字 梶免一六番六ほか一八六筆	三〇四、四六 八・八二
株式会社トペコおばら	安芸高田市甲田町 下小原三〇二七番 地二	安芸高田市甲田町上小原字 建石三四二番三	一、五一〇
有限会社援農甲立ファ ーム	安芸高田市甲田町 上甲立四九八番地 一	安芸高田市甲田町上甲立字 乙丸三四七番三ほか二筆	三、九二三
有限会社時川プロダク ト	安芸高田市向原町 戸島字八東戸二九 一六番地	安芸高田市向原町戸島字松 之木四〇三三番三ほか一筆	六、九二三
有限会社時川プロダク ト	安芸高田市向原町 戸島字八東戸二九 一六番地	安芸高田市向原町戸島字広 戸八六二番一ほか二筆	六、六一一
有限会社時川プロダク ト	安芸高田市向原町 戸島字八東戸二九 一六番地	安芸高田市甲田町上小原字 梶免一六番四ほか七一筆	一六七、三八 九
丸尾 博史	安芸高田市高宮町 佐々部一二七〇番 地	安芸高田市高宮町佐々部字 丸原一二五一番一ほか二筆	四、九八六

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十七年十一月五日から平成二十七年十一月十八日まで